



令和5年6月1日(木)発行

TEL 047-372-4726

FAX 047-372-4727

<http://www.mama-syo.ichikawa-school.ed.jp>

※学校の様子ブログ・今日の給食  
更新中！各おたよりもカラーで

- 【3つの約束】
- ・元氣なあいさつ
  - ・考えて行動
  - ・いじめはダメ



～実れ！全員の思いと努力～

4年ぶりの「大」運動会



5月20日土曜日。小雨まじりのスタートでしたが、たくさんの保護者の方々、地域の方々においでいただき、午前と午後、4年ぶりの1日開催となった大運動会を実施することができました。校庭にあふれる子供たちの歓声と保護者の皆様の笑顔が印象的だった今年の大運動会。

先日、6年生の保護者の方からお手紙をいただきました。運動会が終わったあと。市川駅で出会った真間小学校の保護者の方が、息子さんに「応援団、かっこよかったよ。」とあたたかく声をかけてくださったそうです。

がんばったことが周囲にしっかり伝わっていたんだということ、その方のおかげで息子さん自身が感じとることができ、とても有難かった、と書かれていました。とてもうれしいお手紙でした。

各担任にも、運動会の感想が書かれた連絡帳やお手紙が届いております。皆様の声を励みに、これからも子供たちのがんばりをしっかり認め、心の成長を見逃さず、教職員一同努力してまいります。



運動会へのさまざまなご協力、ありがとうございました。



PTAの皆様やパパの会による入場整理や見回り、声かけ、終了後は有志の皆様や卒業生によるテントの片づけなど本当にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

スクールカウンセラー (SC) について

今年度も、毎月スクールカウンセラーの藤井 園子 (ふじい そのこ) さんが来校し、相談に対応いたします。お子様の様子で保護者の方が心配に思われることや、お子様自身が「誰かに聞いてほしい」ことなどがございましたらご相談ください。秘密厳守。無料です。

- ※ 申し込み方法 保護者：担任か増田教頭まで電話 (047-372-4726)  
児童：担任まで
- ※ 相談予定日 6月22日(木) 7月 7日(金) 9月 7日(木)  
9月28日(木) 10月26日(木) 11月30日(木)  
1月25日(木) 2月22日(木)
- ※ 相談時間 30分～1時間

## 校内の安全について



日頃より各行事や来校時、ネームプレートの着用や、登下校の見守りをいただき、ありがとうございます。今後も、お子様がより安全に過ごすことができるよう、真間小学校では以下の5点につきましてお願いをしております。これからも皆様のご理解、ご協力のもと、子供たちの安全を守ってまいります。

- 1 来校される方の出入り口は職員玄関のみとします。その際は事務室にお声かけをお願いいたします。保護者の方のけがの付き添い等以外は、児童用昇降口は利用できません。忘れ物などを届ける場合も職員玄関をご利用ください。各行事の出入り口については、その都度おたよりでお知らせいたします。
- 2 ネームプレートを着用されていない方に、教職員がお声かけいたします。お忘れの方は職員玄関で名簿に記入し、来校者用プレートを着用してください。
- 3 16:30を目途に職員玄関を施錠いたします。PTAの活動や緊急で来校された方は玄関のチャイムボタンを押してお知らせください。
- 4 保育クラブ利用の方は、お迎え時の入口と来校いただく入口は別となります。保育クラブ利用後、担任との面談などで来校される場合は、お手数ですが、いったん第5昇降口を出られてから職員玄関をご利用ください。
- 5 年度初めに「よい子のきまり」でお知らせしておりますように、お子様の安全面からも、下校後、土日を含め忘れ物を取りに来ることは原則できません。(欠席などの理由で担任が来校を依頼した場合などを除く)各担任も教室に忘れ物がないか毎日確認しておりますが、ご家庭でもお子様にお声かけをよろしく願いいたします。

## 学校運営協議会について



市川市教育委員会による任命

12日(金)第1回学校運営協議会を開催しました。学校運営協議会は、家庭・学校・地域が一体となって学びや育ちを支える環境づくりの推進を図るものです。

運営委員の皆様には昨年度の卒業式や今年度の入学式、そして運動会にも来賓としておいでいただきました。今年度の会長も元PTA会長の高橋保之さんが継続してくださいます。今回、委員の皆様に新しい学校教育目標「かしこく・やさしく・たくましく」や、学校経営方針を承認していただき、本校の様々な教育活動についてお伝えしました。今年度もよろしく願いいたします。

## 自転車ヘルメット着用について

千葉県令和4年度の自転車事故における死傷者数は小学生182人。自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の、約7割が頭部に致命傷を負っていたそうです。

そのような中、令和5年度4月1日、道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者の乗車用ヘルメットが努力義務となりました。交通事故から児童生徒の命を守るため、改めて道路交通法が改正された趣旨をご確認いただき、痛ましい交通事故には十分ご注意いただけますよう、ご家庭でも話題にさせていただけるようお願いいたします。

参考 自転車安全利用五則(2022.11.11)

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



※ 自転車に同乗できるお子さんは「幼児」です。ご注意ください。